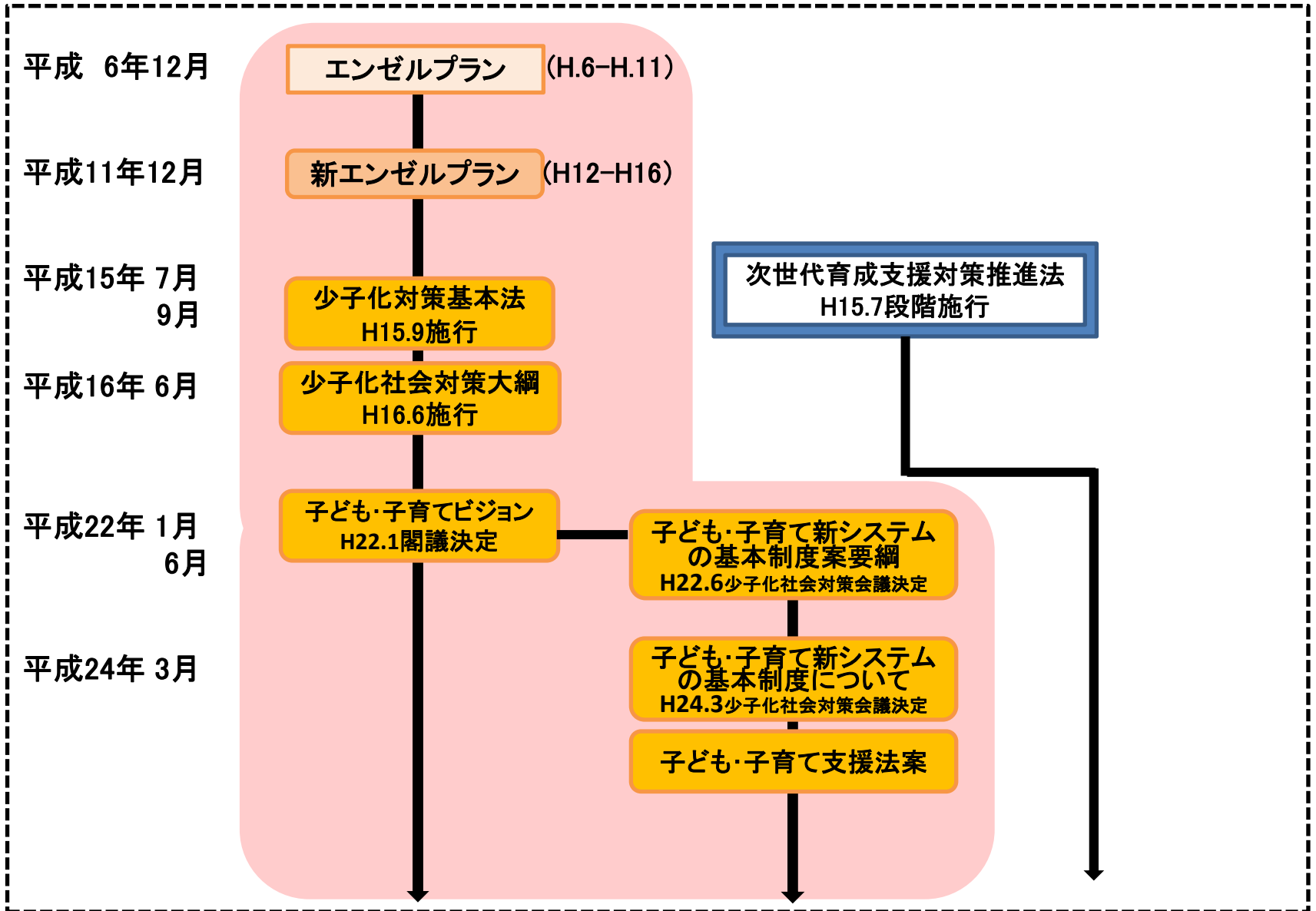


子ども・子育て支援新制度について

平成25年12月16日

津市健康福祉部こども家庭課

1 これまでの取組



2 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て家庭の状況に応じた需要

- 1号認定子ども 満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども
- 2号認定子ども 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた子ども
- 3号認定子ども 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども
- ※在宅で子育てを行う家庭の就学前子ども

ニーズ調査

市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

計画記載内容の骨子

- ・必要なサービス量の目標
- ・施設等の確保の内容
- ・施設整備やサービスの提供時期 など

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 保育所（児童福祉法）（定員20人以上）
- 幼稚園（学校教育法）
- 認定こども園（認定こども園法）

地域型保育給付

- 小規模保育（定員6-19人）
- 家庭的保育（定員5人以下）
- 事業所内保育 など

地域子ども・子育て支援事業

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ など

審議機関

津市子ども・子育て会議

事業計画の策定・進行管理などに子ども・子育てに係る当事者の意見を反映させるための審議機関

3 給付設計(全体像)

子ども・子育て支援給付

■現金給付

児童手当

■教育・保育給付

○施設型給付費

【保育所・幼稚園・認定こども園】

上記の教育・保育施設を利用する1号から3号
認定子どもに対する給付

○特例施設型給付費

幼稚園利用の2号認定子ども・保育所利用の1
号認定子ども

○地域型保育給付費

【小規模・事業所内・家庭的・居宅訪問型保育】
上記の地域型保育事業利用する子どもへの給付

○特例地域型保育給付費

- ・小規模利用の1号・2号認定子どもへの給付
- ・特定教育・保育、特定地域型保育が困難な時これに準ずる保育を利用した1号から3号認定子どもへの給付など

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健診
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・一時預かり
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- など

■現行制度と同じ幼稚園（施設型給付を受けない）

○私学助成・就園奨励費補助

3 給付費の基本構造

■ 「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

- ・利用者負担額は施設で徴収／法定代理受領※
※個人給付を基礎に確実に教育・保育費用に充てるため
- ・ただし、私立保育所は現行制度と同様、市町村が施設に対して委託費を支払い、利用者負担額は市町村が徴収する

■ 公定価格の算定

- ・認定区分に応じた設定（1号認定・2号認定・3号認定）
- ・保育の必要量に応じた設定（長時間・短時間）就労時間等に応じた設定
- ・施設の所在する地域

■ 公定価格の設定

公定価格・・・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

- ・人員配置基準や設備基準を基に人件費、事務費、管理費等に相当する費用を算定
- ・人件費相当分は、職員の配置基準、施設の開所時間を踏まえた単価設定
- ・認定時間に対する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した単価を設定
- ・子ども年齢・人数に対する給付を基本に、定員規模別、地域別の単価設定
- ・休日保育・早朝・夜間保育については、加算により対応
- ・支払方法は各月初日の在籍児童数を基本として毎月給付

4 利用者負担について

■利用者負担の構造

- ・政令で定める額を限度に保護者の世帯の状況を勘案して市が定める。

■基本的な考え方

- ・所得階層区分ごと、保育の必要性の認定の有無、認定時間(利用時間)の長短の区分ごとに定額の負担
- ・満3歳以上については、一定の階層以上は一律の負担とする
- ・所得階層区分は、市町村民税額を基に設定
- ・同一世帯の複数の子どもの利用には、現行と同様に多子軽減措置を導入
- ・保育の必要性がない子どもについては、現行の利用者負担の水準を基本
- ・保育の必要性がない子どもの長時間利用の場合の、負担の考え方は引き続き整理

■実費徴収・上乗せ徴収

- ・教育・保育給付の対象とすることが困難な費用(特別な教材費・制服代など)は、実費徴収を認める
- ・国が実費徴収の対象範囲・上限額に関する基準を定める
- ・低所得者には、国の基準に従うことを要件として補足給付を行う

■実費徴収以外の上乗せ徴収(市町村、社会福祉法人以外の者が設置する施設)

- ・国が定める基準に基づくもの、上限は定めないが、低所得者は免除すること
- ・上乗せ徴収の理由、額を情報開示する(少人数学級による教育活動など)

5 保育の必要性の認定(支給認定)について

■認定区分

- ・1号認定・・・満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども……………保育の必要性なし
- ・2号認定・・・満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた子ども
- ・3号認定・・・満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども } 保育の必要性あり

■保育の必要性

- ・事由 ……就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労などすべての就労)
……………就労外(保護者の疾病、産前産後、同居親族の介護、災害復旧等)
- ・区分 ……短時間認定・長時間認定(保育の必要量・就労時間等に応じて設定)
- ・優先利用・・・ひとり親家庭や虐待の恐れのあるケースの子ども

■認定手続

- ・保護者が市町村に教育・保育給付の受給申請
- ・市町村は認定基準に従い受給資格、利用区分、利用者負担の区分を決定
- ・市町村は保護者に認定証を交付
- ・保育所利用希望の申し込みと保育の必要性の認定申請は同時に手続きが可能

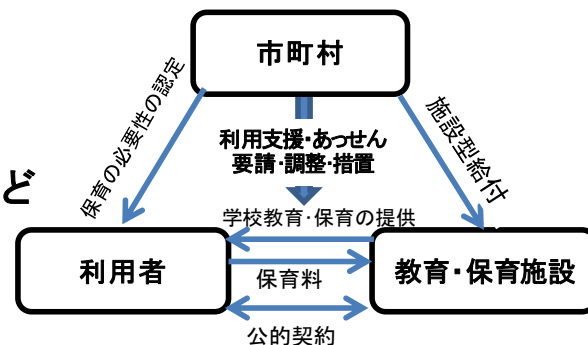
論点・「長時間」「短時間」の区分のどのように線引きしていくか

- ・就労＋通勤時間等も踏まえる・就労以外の理由でも設定するか
- ・短時間利用が増えることで施設運営に支障がきたさないよう、公定価格とセットで議論)
- ・短時間の下限＝(保育の必要性の認定に当たってどの程度の就労時間を設定するか)

6 公的契約について

- ・保護者が施設を選択し、保護者が施設と契約する
- ・正当な理由がある場合を除き施設に応諾義務を課す
(定員に空きがない・定員以上に応募がある場合など)
- ・定員を上回る選考の場合は、選考基準の公開を条件に選考
- ・入園できなかった子どもは市町村が利用支援・あっせん・要請など
- ・私立保育所は、現行と同様に市町村が入所調整し保護者と市町村が契約

※児童福祉法において保育所における保育は市町村が実施



7 確認制度について

■市町村による施設・事業所の確認

- ・市町村は、学校教育法・児童福祉法等に基づく認可を前提に、施設・事業者の申請に基づき、市町村が対象施設・事業として以下の内容について「確認」し、給付による財政支援を行う
- ・法に基づく認可基準及び運営に関する基準を満たすこと
- ・運営基準は、国が定める基準※を踏まえ市町村が条例で定める

※国の定める基準

従うべき基準……利用定員、子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に密接に関係するもの
参酌すべき基準…その他の事項

■利用定員

- ・利用定員は、申請に基づき、1号から3号の認定区分に応じた定員を設定する

【 保育所 20人以上 ・ 小規模保育 6～19人 ・ 家庭的保育 5人以下 】

論点・幼稚園の定員…20人未満の幼稚園が全国に18園存在し、現行のように最低利用定員は設けないこととすべき

- ・長時間・短時間区分の定員…区分は設けるが各施設の受け入れ枠を明確にする関係から定員設定について検討
- ・定員と運営費…保育所は認可定員数で運営費の保育単価が設定され、幼稚園は実人数で助成されている

8 事業計画の策定について

◆市町村及び都道府県ごとに、法に基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画に基づいて給付・事業を実施。

■計画の骨子

・地理的状况等を勘案して「区域」を定め、区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」等を定める。

■ニーズの把握

・「量の見込み」は、市内の子どもについて、教育・保育等の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定する。

→保護者に対する「ニーズ調査」を実施（H25年11月実施）

■計画期間は5年間（27～31年度）

- ・市町村は計画に基づき提供体制を計画的に整備
- ・子ども・子育て会議は計画の策定にあたり、意見を述べるとともに施策の変更、進捗管理（PDCAサイクルのチェック）についても関与をしていく。
- ・計画策定に当たり、三重県との協議・調整が必要。

9 ニーズ調査について

「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施

■目的

- ・平成27年度から5年間の計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定するに当たり、市民の皆さんの教育・保育をはじめとする子育て支援に関する「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」を把握し、今後の子育て支援施策の検討資料とする。

■調査期間

- ・平成25年11月14日から平成25年11月28日まで

■調査方法及び対象

- ・郵送により発送・回収

就学前児童の保護者(無作為抽出)	約3,000人
小学生児童の保護者(無作為抽出)	約3,000人

■回収状況

- ・12月6日現在 回収数 3,531(約57%)
【就学前1,725(約56%) ・ 小学生1,806(約58%)】

■調査票

- ・別添資料

10 認定こども園制度の改善

■「幼保連携型認定こども園」の改善 ⇒ 幼児教育・保育を総合的に提供

- ・認可、指導監督が1本化され、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ。
- ・満3歳以上児に対し、学校教育と就労時間に応じた保育を提供(満3歳未満児の受入れは任意)。
- ・財政措置が「施設型給付」に一本化。

(文部科学省、厚生労働省に分かれていた認可・指導監督・財政措置が内閣府に1本化)

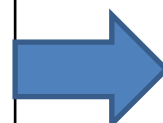
[現行制度]

① 財政負担(文部科学省・厚生労働省)

- ・保育所部分:運営費負担金(市町村)
- ・幼稚園部分:私学助成(都道府県) + 就園奨励費補助(市町村)

② 認可制度

- ・幼稚園の認可(都道府県)
- ・保育所の認可(都道府県、政令・中核市)
- ・認定こども園の認定(都道府県)



[新制度]

① 財政負担(内閣府) 施設型給付(市町村)

② 認可制度 認定こども園の認可 (都道府県、政令・中核市)

※その他の類型(幼稚園型、保育所型、地方裁量型)の認定こども園の認可手続等は現行どおり

- ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ。
- ・既存の幼稚園、保育所からの移行は任意で義務付けず、政策的に促進。
- ・幼保連携型認定こども園の認可基準については、現在国において検討されている。

※従うべき基準……幼稚園の学級編成及び職員配置、園舎の面積等、保育所の職員配置、保育室等の面積等全国一律の基準
参酌基準……幼稚園の遊戯室、保健室の設置等、保育所の屋外遊技場の面積等それ以外の基準